確認の区分		航空法第13条第４項の確認 航空法第13条の２第４項の確認 航空法第17条の２第２項の確認 航空法第17条の２第４項の確認 航空法施行規則第14条の２第６項の確認
航空機	航空機の種類	
	航空機の型式	
	航空機の設計者	
	型式証明書番号	
	耐空類別	
	追加型式設計又は修理改造設計の内容	
	追加型式設計又は修理改造設計の設計者	
	追加型式設計承認書又は修理改造設計承認書の番号	
装備品	装備品部品の種類	
	装備品部品の設計者	
	装備品等型式仕様承認書の番号	
上記の設計について、航空法第10条第４項の基準（装備品にあっては、国土交通大臣の承認した型式又は仕様）に適合することを確認した。 確認年月日　　年　　月　　日 確認主任者氏名　　印		

確認の区分		航空法第13条第４項の確認 航空法第13条の２第４項の確認 航空法施行規則第14条の２第６項の確認
航空機	航空機の種類	
	航空機の型式	
	航空機の設計者	
	型式証明書番号	
	耐空類別	
	追加型式設計の内容	
	追加型式設計の設計者	
	追加型式設計承認書番号	
装備品	装備品部品の種類	
	装備品部品の設計者	
	装備品等型式仕様承認書の番号	
上記の設計について、航空法第10条第４項の基準（装備品にあっては、国土交通大臣の承認した型式又は仕様）に適合することを確認した。 確認年月日　　年　　月　　日 確認主任者氏名　　印		

（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

第二条　運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。